

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 徴収事務の委託（5 件）【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】2
- 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】7
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局文学館事務局】8

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】9

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】1 0

◇ 公営競技局

- 北九州市モーターボート競争実施条例施行規程【公営競技局総務課】1 2
- 北九州市モーターボート競争電話投票実施規程【公営競技局総務課】3 0
- 北九州市モーターボート競争キャッシュレス投票実施規程【公営競技局総務課】4 0
- 北九州市モーターボート競争制裁審議会議事規程【公営競技局総務課】4 5

北九州市告示第 1 9 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立旧百三十銀行ギャラリーにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社杷組	北九州市八幡東区末広町 1 番 3 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 195 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 4 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	平成 30 年 4 月 1 日か ら平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 196 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立門司市民会館及び北九州市立若松市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 4 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
共同企業体グループ A 2 K 代表企業 朝日建物管 理株式会社	北九州市小倉北区大門 二丁目 1 番 8 号	平成 30 年 4 月 1 日か ら平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 1 9 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州芸術劇場、北九州市立響ホール及び北九州市立大手町練習場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目 1 番 1 号	平成 3 0 年 4 月 1 日か ら平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 9 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社黒崎コミュニティサービス	北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 1 9 9 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項の規定により特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第 4 1 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 0 年 4 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
認定こども園 あおば幼稚園	認定こども園	北九州市小倉北区上富野三丁目 9 番 3 2 号	学校法人あおば学園	平成 3 0 年 4 月 1 日
認定こども園 石原幼稚園	認定こども園	北九州市小倉南区大字石原町 1 4 6 番 1	学校法人濱田学園	平成 3 0 年 4 月 1 日
認定こども園 おひさまいっぱい光楽園	認定こども園	北九州市小倉南区大字志井 1 1 1 1 番地 1	N P O 法人光楽園	平成 3 0 年 4 月 1 日
認定こども園 くさみ幼稚園	認定こども園	北九州市小倉南区朽網東三丁目 2 番 1 0 号	学校法人恵光学園	平成 3 0 年 4 月 1 日
認定こども園 清和幼稚園	認定こども園	北九州市小倉南区湯川三丁目 3 番 3 0 号	学校法人清磨学園	平成 3 0 年 4 月 1 日
認定こども園 のぞみ保育園	認定こども園	北九州市小倉南区高野一丁目 3 番 3 号	社会福祉法人清心会	平成 3 0 年 4 月 1 日
認定こども園 小石幼稚園	認定こども園	北九州市若松区棚田町 1 1 番 2 8 号	学校法人小石学園	平成 3 0 年 4 月 1 日
認定こども園 聖ヨゼフ幼稚園	認定こども園	北九州市八幡西区山寺町 1 2 番 5 6 号	学校法人聖ヨゼフ学園	平成 3 0 年 4 月 1 日
認定こども園 本城東幼稚園	認定こども園	北九州市八幡西区本城東一丁目 1 8 番 1 5 号	学校法人本城学園	平成 3 0 年 4 月 1 日

北九州市告示第 2 0 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立文学館刊行物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 4 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目 2 3 番 5 号	平成 3 0 年 4 月 1 日 から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 2 5 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 3 0 年 4 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市門司区大字恒見 2 3 3 番 2	北九州市小倉南区田原三丁目 1 2 番 1 0 号（C 棟 2 号） 藤井栄輔

北九州市上下水道局告示第 17 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 及び北九州市上下水道局会計規程（昭和 39 年北九州市水道局管理規程第 12 号）第 36 条の 2 の規定により、北九州市水道条例（昭和 38 年北九州市条例第 119 号）第 28 条に規定する水道料金、北九州市下水道条例（昭和 39 年北九州市条例第 39 号）第 15 条第 1 項に規定する下水道使用料、北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 50 年北九州市条例第 49 号）第 4 条に規定する受益者負担金、開発行為等に係る受益者負担金取扱要綱に規定する建設寄附金、北九州市上下水道局長事務委任規則（平成 5 年北九州市規則第 60 号）により委任を受けた漁業集落排水処理施設使用料、地方公営企業法第 33 条の 2 の規定に基づき受託契約を締結した芦屋町下水道使用料及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の規定に基づき受託契約を締結した水巻町下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 4 月 24 日

北九州市上下水道局長 有 田 仁 志

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 1	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
ミニストップ株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月

		3 1 日 まで
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号	平成 3 0 年 4 月 1 日 から平成 3 1 年 3 月 3 1 日 まで

北九州市公営競技局管理規程第31号

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程を次のように定める。

平成30年4月5日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 競走執行委員

第1節 通則（第6条—第8条）

第2節 執行委員長、執行副委員長その他の競走執行委員（第9条—第20条）

第3章 出場の申込み（第21条—第24条）

第4章 使用燃料（第25条）

第5章 番組編成

第1節 番組要項（第26条—第34条）

第2節 番組の決定及び発表（第35条—第38条）

第6章 競走の実施

第1節 出場する選手並びにボート及びモーターの確定（第39条—第41条）

第2節 選手並びにボート及びモーターの紹介（第42条）

第3節 発走（第43条・第44条）

第4節 競走の延期及び中止（第45条）

第5節 事故の調査（第46条）

第6節 失格（第47条・第48条）

第7節 雑則（第49条）

第7章 入場者及び入場料等並びに競走場内及び場外発売場内の取締り

第1節 入場者及び入場料等（第50条—第54条）

第2節 競走場内及び場外発売場内の取締り（第55条—第58条）

第8章 勝舟投票（第59条—第70条）

第9章 制裁（第71条—第76条）

第10章 異議（第77条—第81条）

第11章 雑則（第82条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北九州市（以下「市」という。）が北九州市モーターボート競走実施条例（昭和39年北九州市条例第62号。以下「条例」という。）により実施するモーターボート競走（以下「競走」という。）は、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。第7条第2項及び第56条において「法」という。）及びモーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号。第53条第1項、第64条及び第65条において「令」という。）並びにボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和26年運輸省令第77号。第21条第1項及び第36条において「登録規則」という。）によるほか、この規程に定めるものとする。

（規程の適用）

第2条 競走に関係する者は、全てこの規程を知っているものとみなし、知らないことを理由としてその適用を免れることはできない。

（競走の呼称）

第3条 市が行う競走の呼称は、次のとおりとする。

北九州市営第 回若松モーターボート競走

（番組要項）

第4条 競走開催について必要な事項は、その都度番組要項で定める。

（競走開催事項の公示）

第5条 競走開催事項の公示は、北九州市公報又は北九州市モーターボート競走出走表（第38条において「出走表」という。）をもって行う。

第2章 競走執行委員

第1節 通則

（競走執行委員の構成）

第6条 競走を開催しようとするときは、当該競走に関する事務を執行させるため、次の競走執行委員を置く。

- （1） 執行委員長
- （2） 執行副委員長
- （3） 総務委員
- （4） 番組編成委員
- （5） 競技委員長
- （6） 検査委員
- （7） 管理委員
- （8） 進行委員
- （9） 審判委員長
- （10） 審判委員

- (1 1) 発走合図委員
- (1 2) 投票委員
- (1 3) 場内取締委員

- 2 前項各号の委員は、1人又は数人とし、その職務の執行を補助させるため必要な係員を置く。
- 3 競走執行委員及び係員の構成は、付表の基準による。
- 4 競走執行委員及び係員の職務の執行については、この規程に定めるもののほか、執行委員長が定める。

第7条 執行委員長には、市の職員を充てる。

- 2 競走執行委員（執行委員長を除く。）のそれぞれ1人以上及び係員には、市の職員を充てる。ただし、条例第5条の規定により、法第3条各号に掲げる事務を委託したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を充てる。

- (1) 法第3条第1号に掲げる事務（次項において「競技関係事務」という。）を執行する競走執行委員及び係員 法第32条第1項に規定する競走実施機関（以下「競走実施機関」という。）の役職員又は競走実施機関の推薦した者

- (2) 法第3条第2号及び第3号に掲げる事務を執行する競走執行委員のそれぞれ1人以上及び係員 市の職員又は当該事務を受託した者（受託したものが法人その他の団体のときは、その役職員）

- 3 同一の事務を執行する競走執行委員が2人以上あるときは、執行委員長がその主任を定める。ただし、競技関係事務を執行する競走執行委員については、競技委員長がその主任を定める。

（競走執行委員間の連絡）

第8条 競走執行委員は、その所掌事務について、他の競走執行委員に関係があると認める事項は、遅滞なく、これを執行委員長及び関係競走執行委員に連絡しなければならない。

第2節 執行委員長、執行副委員長その他の競走執行委員

（執行委員長及び執行副委員長）

第9条 執行委員長は、競走の開催に関し一切の責めに任じ、かつ、各競走執行委員の職務執行を統括する。

- 2 執行副委員長は、執行委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（総務委員）

第10条 総務委員は、執行委員長及び執行副委員長の職務執行を補助し、競

走全般の円滑を図り、他の競走執行委員の所掌に属さない事項に関する事務をつかさどる。

(番組編成委員)

第11条 番組編成委員は、番組の編成に関する事務をつかさどる。

(競技委員長)

第12条 競技委員長は、検査委員、管理委員及び進行委員を指揮して競技の運営に関する事務をつかさどる。

(検査委員及び補助係員)

第13条 検査委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 出場選手の健康診断に関すること。
- (2) ボート及びモーターの検査に関すること。
- (3) 第46条に規定する調査に関すること。

2 検査委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

- (1) 検査員
- (2) 医務員

(管理委員及び補助係員)

第14条 管理委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 競走に出場する選手並びにボート及びモーターの確定に関すること。
- (2) 選手並びにボート及びモーターの出場と管理に関すること。
- (3) 競走の実施に必要な器材及び設備の管理に関すること。
- (4) 選手の救護に関すること。
- (5) 場内における報道(投票委員の職務に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 燃料の保管及び配分に関すること。

2 管理委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

- (1) 管理員
- (2) 選手係員
- (3) 燃料係員
- (4) 整備員
- (5) 補助員

(進行委員及び補助係員)

第15条 進行委員は、選手の出走、召集及び発着、競技の進行並びに水路救急に関する事務をつかさどる。

2 進行委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

- (1) 召集係員
- (2) 発着係員
- (3) 進行係員
- (4) 水路救急係員
- (審判委員長)

第16条 審判委員長は、審判委員及び発走合図委員を指揮して審判に関する事務をつかさどる。

(審判委員及び補助係員)

第17条 審判委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 出場選手の失格に関すること。
- (2) 勝者の判定並びに決勝線到着順による選手の番号、着差及び第3着までの所要時間の判定に関すること。

2 審判委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

- (1) 決勝審判員
- (2) 監視員
- (3) 計時員
- (4) 周回通告員

(発走合図委員及び補助係員)

第18条 発走合図委員は、発走に関する事務をつかさどる。

2 発走合図委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

- (1) 大時計員
- (2) 旗信号員
- (3) 掲示員

(投票委員)

第19条 投票委員は、勝舟投票券の発行及び発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務をつかさどる。

(場内取締委員)

第20条 場内取締委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入場者の整理、取締り及び救護に関すること。
- (2) 競走場内及び場外発売場内における品位及び衛生の保持に関すること。
- (3) 競走に関する犯罪及び不正の防止に関すること。
- (4) 未成年者の勝舟投票券購入の取締りに関すること。
- (5) 火災その他の災害の予防及びその応急処置に関すること。
- (6) 競走場及び場外発売場の施設を公正かつ安全に保持するための必要

な措置に関すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、競走場内及び場外発売場内の秩序を維持し、又は競走の公正及び安全を確保するための必要な措置に関すること。

2 執行委員長は、前項各号に掲げる事務を遂行させるため特に必要があると認めるときは、場内取締委員のうちから特別の組織を編成することができる。

3 場内取締委員の職務執行を補助するため、次の係員を置く。

(1) 警備員

(2) 場内整理員

第3章 出場の申込み

(出場申込みを受け付ける選手等の範囲及び資格)

第21条 市が行う競走に出場申込みをすることができる選手の範囲及び資格は、競走開催の都度定め、番組要項により発表する。この場合における当該選手は、登録規則により競走実施機関に登録された者でなければならない。

2 前項の規定は、競走に使用するボート及びモーターについて準用する。

(出場申込みの手続)

第22条 市が行う競走に出場しようとする選手は、競走実施機関所定の参加申込書を、参加申込みの締切日時までに提出しなければならない。

2 前項の規定は、競走に使用するボート及びモーターの所有者について準用する。

(出場申込みの取消し)

第23条 出場申込みをした選手は、番組要項に変更があったとき、又は市が相当な理由があると認めたときを除き、出場申込みを取り消すことができない。

2 前項の規定は、競走に使用するボート及びモーターの所有者について準用する。

第24条 出場申込みを取り消そうとする選手は、理由を記載した書面をもって出場申込みの締切日時までに市に願い出なければならない。この場合において、疾病を理由とするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 前項前段の規定は、競走に使用するボート及びモーターの所有者について準用する。

第4章 使用燃料

第25条 競走に使用する燃料は、競走実施機関の定めるガソリン及び潤滑油でなければならない。

第5章 番組編成

第1節 番組要項

(番組要項の発表)

第26条 第4条に規定する番組要項は、競走開催の都度定め、出場申込みの締切日の3週間前までに発表する。

第27条 番組要項には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 競走開催の日時及び場所
- (2) 出場申込みの締切日
- (3) 出場申込みをすることができる選手の範囲及び資格並びにボート及びモーターの範囲及び資格
- (4) 競走の種類
- (5) 賞金額及び賞品の種類
- (6) 競走の条件
- (7) 選手に支給する旅費及び出走手当
- (8) ボート及びモーターの所有者に支給するボート及びモーターの運搬費
- (9) その他必要な事項

(競走の種類)

第28条 競走の種類は、ボート、モーター及び競走の距離を組み合わせこれを区分する。

(競走の距離)

第29条 競走の距離は、1,200メートル以上とし、競走ごとに定める。

(競走の回数)

第30条 1日の競走回数は、12回以内とする。

(出走の回数)

第31条 選手並びにボート及びモーターの1日の出走回数は、2回以内とする。

(賞金額及び賞品の種類)

第32条 市が交付する賞金は、競走開催ごとに番組要項で発表する。

2 前項の賞金以外に賞金又は賞品の寄贈を受けた場合において、これを交付する競走が指定されていないときは、執行委員長がこれを交付する競走を定めて前項の賞金に付加する。

3 賞金は、ボート及びモーターの所有者並びに選手に分けてこれを交付する。

4 競走において2隻以上のモーターボートが同時に決勝線に到着したときは

、これを同着とし、賞金及び賞品は、その着順以下同着となったモーターボートの数に相当する着順まで定められてある賞金及び賞品の合計を同着となったモーターボートの数に等分して交付する。ただし、賞品を分割できない場合の方法は、執行委員長が定める。

(番組の内定)

第33条 出場申込みを受け付けた選手の出場する日及び競走番号は、競走種類ごとに区分して出場申込み締切後、直ちに番組編成委員により決定し、番組を内定する。

(選手等の集合)

第34条 出場申込みをした選手並びにボート及びモーターの所有者（選手がボート又はモーターの所有者の委任を受けた場合は、当該選手）は、指定された日時までに、次に掲げるものを携帯して所定の場所に到着しなければならない。

(1) ボート及びモーターの所有者

ア ボート及びモーター

イ ボート及びモーターの登録票

(2) 選手 登録票

第2節 番組の決定及び発表

(選手等の検査)

第35条 前条の規定により到着した選手並びにボート及びモーターは、その出場資格等について検査委員の検査を受けなければならない。

2 検査委員は、前項の検査の結果を選手並びにボート及びモーターの所有者に通知するとともに、競技委員長に報告しなければならない。

(検査における出場停止)

第36条 前条第1項の検査において、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、競技委員長は、検査委員の報告に基づき当該選手並びにボート及びモーターが出場する予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止する。

(1) 参加申込書の記載事項と相違する事項があったとき。

(2) 選手並びにボート及びモーターが登録規則の定めるところにより登録されたものでなかったとき。

(3) 選手の健康状態が競走に耐えないと認めたとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、選手並びにボート及びモーターが競走の公正かつ安全な実施を阻害する影響を及ぼすと認めたとき。

(選手等の番号の決定)

第 37 条 番組編成委員は、第 35 条第 1 項の検査に合格した選手の選手番号を、競走ごとに決定する。

2 ボートには、これを使用する選手の選手番号と同一の番号（第 61 条第 1 項及び第 2 項において「ボート番号」という。）を付する。

（番組の発表）

第 38 条 番組編成委員は、前条第 1 項の規定により選手番号を決定したときは、直ちに翌日の番組を決定し、出走表をもって発表する。

第 6 章 競走の実施

第 1 節 出場する選手並びにボート及びモーターの確定

（当日検査）

第 39 条 競走に出場する選手は、発走定刻の 2 時間前までにボート及びモーターと共に所定の場所に到着し、検査委員の検査を受けなければならない。

2 引き続いて次回の競走に出場しようとする選手並びにボート及びモーターは、これらの最初の競走の際に、次回の競走の検査を一括して受けなければならない。

（当日検査における出場停止）

第 40 条 検査委員は、前条の検査の結果選手並びにボート及びモーターが競走の公正かつ安全な実施を確保する上に支障があると認めたときは、競技委員長に報告し、競技委員長は、当該選手並びにボート及びモーターのその回の出場を停止する。

（選手等の確定）

第 41 条 競技委員長は、第 35 条第 2 項及び前条の規定により検査の結果の報告を受けたときは、出場する選手並びにボート及びモーターを確定する。

第 2 節 選手並びにボート及びモーターの紹介

（選手等の紹介）

第 42 条 管理委員は、選手並びにボート及びモーターの紹介を行わなければならない。

第 3 節 発走

（発走の方法）

第 43 条 発走は、全てフライングスタートと時計スタートを併用する。

（発走事故による競走の中止）

第 44 条 発走に事故を生じた場合は、当該競走を中止する。ただし、審判委員長の判断により再競走を行うことができる。

第 4 節 競走の延期及び中止

第 45 条 執行委員長は、次に掲げるときは、競走を延期し、又は中止するこ

とができる。

- (1) 非常事態により競走を行うことができないとき。
- (2) 天候の急変等により、競走の実施に危険が伴うとき。

第5節 事故の調査

第46条 検査委員は、選手又はモーターボートが次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原因を調査し、その結果を競技委員長及び審判委員長に報告しなければならない。

- (1) 発走しなかったとき。
- (2) 完走しなかったとき。
- (3) 速度が著しく遅かったとき。

第6節 失格

(失格の宣言)

第47条 失格選手が生じたときは、当該競走の勝者が確定するまでに審判委員長がこれを宣言しなければならない。

2 失格した選手は、その着順の資格を失う。

(着順の繰上げ)

第48条 失格選手が生じたときは、審判委員長は、着順を順次繰り上げるものとする。

2 勝者が確定後に失格した選手は、その競走で取得した賞金及び賞品を返還しなければならない。

第7節 雑則

第49条 この章に定めるもののほか、競走並びに選手並びにボート及びモーターの検査に関し必要な事項については、競走実施機関の定める選手出場あっせん規程（第52条第1項において「選手出場あっせん規程」という。）
、モーターボート競走競技規程並びに選手、審判員及び検査員の身体検査及び適性検査の基準による。

第7章 入場者及び入場料等並びに競走場内及び場外発売場内の取締り

第1節 入場者及び入場料等

(入場券)

第50条 条例第3条本文に規定する入場料を納めた入場者（次条において「有料入場者」という。）に対しては、入場券を交付する。ただし、入場者数を自動的に計算できる場合においては、入場券を交付しないことができる。

第51条 入場券は、これを本符及び原符に分け、本符は有料入場者に交付し、原符は市において必要な期間保存するものとする。

2 本符及び原符には、それぞれ発行者名、競走場名、競走施行の年月日、入

場料の額及び通し番号を記載するものとする。

- 3 入場券で前項に定める文字及び番号が判明しないもの又は原形を認識できないものは、無効とする。

(特別観覧席の特別料金)

第52条 条例第3条ただし書の特に設けた観覧席の特別料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。)とする。

- (1) 西スタンド特別観覧席 200円(若松モーターボート競走場で選手出場あっせん規程第6条第1項第1号又は第2号に規定する競走を行う日に利用するときは、500円)
- (2) ロイヤル席 1,000円(若松モーターボート競走場で選手出場あっせん規程第6条第1項第1号又は第2号に規定する競走を行う日に利用するときは、3,000円)
- (3) ミニボートピア北九州メディアドーム(市が北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号に設置した場外発売場をいう。次号において同じ。)指定席 1,000円(午後5時以降に利用するときは、500円)
- (4) ミニボートピア北九州メディアドーム特別指定席 2,000円(午後5時以降に利用するときは、1,000円)

- 2 公営競技事業管理者(以下「管理者」という。)は、適当と認めるときは、前項に規定する特別料金を減額し、又は無料とすることができる。

- 3 第1項に規定する特別料金(前項の規定により減額された場合の特別料金を含む。)を納めた者及び前項の規定により特別料金を無料とされた者に対しては、特別観覧席入場券を交付する。

- 4 第1項第1号及び第2号に規定する特別料金(第2項の規定により減額された場合の特別料金を含む。)は、第45条の規定により競走が延期され、又は中止されたときは、その特別観覧席入場券と引換えに、当該日の特別観覧席入場者(第2項の規定により無料とされた者を除く。)に返還するものとする。

(無料入場者の範囲)

第53条 次に掲げる者については、入場料を徴収しない。

- (1) 令第17条第1号から第4号までに掲げる者
- (2) 競走に関し学識経験を有する者又は功労のあった者で、管理者の定めるもの
- (3) 競走に係る報道関係者で管理者の定めるもの
- (4) 警察職員、消防職員並びに通信又は交通に関する機関の職員で、管

理者が競走開催に関し必要と認めるもの

(5) 競走に施設を提供する者で管理者が競走開催に関し必要と認めるもの

(6) 競走事務に従事する者

(7) 競走場内の売店従業員、ボート、モーター又は競走場の施設の修理工業者その他競走の観覧又は勝舟投票券購入以外の目的で競走場内に立ち入る者で管理者の認めるもの

(8) 成年者が同伴する15歳未満の者

2 前項各号(第8号を除く。)に掲げる者が入場しようとするときは、無料入場証を交付する。

(入場券の改札及び検査)

第54条 入場しようとする者に対し、入場券の改札及び無料入場証の検査を行う。

2 競走場内にいる者(第50条ただし書の規定により入場券を交付されていない者を除く。)に対して、必要と認めるときは、入場券の検札及び無料入場証の検査を行う。

第2節 競走場内及び場外発売場内の取締り

(入場者の立入り場所)

第55条 入場者は、立入りを許可された場所以外の場所に入ることはできない。

(場内取締委員の権限)

第56条 場内取締委員は、次の各号のいずれか(場外発売場にあつては、第1号を除く。)に該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 入場券又は無料入場証を所持していない者(第50条ただし書の規定により入場券を交付されていない者を除く。)

(2) 競走執行委員、係員又は選手に対し、暴行し、脅迫し、又は不正の目的をもって財物その他の利益を与え、若しくは与えることを約束した者

(3) 第76条の規定により、市が行う競走に関与することを禁止され、又は競走場及び場外発売場への入場を拒否され、若しくは退場を命ぜられた者

(4) 法第65条各号、第66条各号若しくは第68条各号に掲げる者又はこれらの者に該当することとなるおそれがある者

(5) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者

(6) 競走の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者

- (7) 立入りを禁じられた場所に立ち入った者
 - (8) 裸になり、泥酔し、みだりに高声を発する等品位を乱し、又は他人の迷惑となるような行為をした者
 - (9) 執行委員長の許可なく、競走場内及び場外発売場内で物品を販売し、又は指定された場所以外の場所において物品を販売した者
 - (10) 執行委員長の許可なく、競走場内及び場外発売場内で広告物等を配布し、張り付け、又は掲示した者
 - (11) 執行委員長の許可なく、競走場内及び場外発売場内で業として、又は対価を得て競走の予想をした者
 - (12) 執行委員長の許可なく、競走場内及び場外発売場内で業として払戻金の立替えを行った者
 - (13) 競走場内及び場外発売場内で他人の勝舟投票券購入を妨害し、強制し、又はこれに故なく干渉した者
 - (14) 競走場内及び場外発売場内で業として金銭を貸し付け、又は金銭の貸借を媒介した者
 - (15) 場内取締委員の指示に従わなかった者
 - (16) 前各号に掲げる者のほか、競走の公正かつ安全な実施を阻害し、又は競走場内及び場外発売場内の秩序を乱した者
- (立入りの制限)

第57条 次に掲げる者以外の者は、競走を開催している競走場の選手控室、選手待機場、ボート及びモーターの格納庫、モーター整備場並びに燃料貯蔵庫に立ち入ることができない。

- (1) 当該競走に出場する選手
- (2) 競走監督官、競走執行委員及び係員並びに競走実施機関の係員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、執行委員長が許可した者

2 前項の規定にかかわらず、当該競走に出場する選手がボート及びモーターの格納庫、モーター整備場並びに燃料貯蔵庫に立ち入るときは、執行委員長の許可を受けなければならない。

第58条 審判台、執行委員控室、番組編成室、出場選手検査室、掲示所、勝舟投票券発売所及び払戻金交付所には、その事務に従事する者、競走監督官及び執行委員長が許可した者でなければ立ち入ることができない。

第8章 勝舟投票

(勝舟投票法等)

第59条 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、二連勝単式、三連勝単式、普通二連勝複式、拡大二連勝複式及び三連勝複式の7種とし、各競走において2種

以上の投票法を併用することができる。

2 前項の勝舟投票法の払戻率は、それぞれ100分の75とする。

(勝舟投票券)

第60条 条例第4条の規定により発売する勝舟投票券は、10の倍数の枚数分(1万枚分を限度とする。)の舟券を代表する勝舟投票券とする。

第61条 勝舟投票券は、単勝式勝舟投票券、複勝式勝舟投票券、二連勝単式勝舟投票券、三連勝単式勝舟投票券、普通二連勝複式勝舟投票券、拡大二連勝複式勝舟投票券及び三連勝複式勝舟投票券とし、同一競走に限り1枚をもって異なる2以上のボート番号(二連勝単式勝舟投票法、三連勝単式勝舟投票法、普通二連勝複式勝舟投票法、拡大二連勝複式勝舟投票法及び三連勝複式勝舟投票法において連勝式番号を使用する場合にあっては、連勝式番号。次項において同じ。)の勝舟投票券とすることができる。

2 勝舟投票券には、発行者名、年度、回、日、競走場名(場外発売場にあつては、場外発売場名)、競走番号、ボート番号、券面金額及び通し番号(場外発売場にあつては、場外発売場における通し番号)を記載する。

3 市は、前項に規定する勝舟投票券の記載事項を記録し、60日間保存するものとする。

(勝舟投票券の発売及び方法)

第62条 勝舟投票券は、勝舟投票券発売所において、券面金額で発売する。

第63条 勝舟投票券発売所には、当該発売所で発売する勝舟投票券に係る競走番号を掲示する。

(連勝式番号)

第64条 二連勝単式勝舟投票法、三連勝単式勝舟投票法、普通二連勝複式勝舟投票法、拡大二連勝複式勝舟投票法及び三連勝複式勝舟投票法において使用する連勝式番号は、1回の競走開催ごとに、令別表第1に定める連勝式番号を用いるものとする。

(発売枚数の掲示)

第65条 令第27条第2項の規定による発売枚数の掲示は、競走場内及び場外発売場内の掲示所において行う。

(払戻金及び返還金の交付)

第66条 払戻金及び返還金の交付は、競走の開催日にあつては競走場の払戻金交付所で、競走の開催日以外の日にあつては管理者が指定する場所で行う。

2 前項の管理者が指定する場所の公示は、競走場の一定の場所に掲示することにより行う。

3 払戻金及び返還金の交付は、当該勝舟投票券と引換えに行う。

(払戻金額の揭示)

第67条 各勝舟投票券に対し交付する払戻金の額は、第65条に規定する揭示所において、当該競走終了後速やかに公示する。

(勝舟投票券の無効)

第68条 第61条第2項の規定により記載された文字が不明である勝舟投票券又は原形を認識できない勝舟投票券は無効とし、払戻金又は返還金の交付を行わない。

(電話機等による勝舟投票)

第69条 電話機等による勝舟投票に係る舟券の発売、払戻金及び返還金の交付その他必要な事項については、別に管理者が定める。

(キャッシュレス投票端末機による勝舟投票)

第70条 管理者が別に定めるキャッシュレス投票端末機による勝舟投票に係る舟券の発売、払戻金及び返還金の交付その他必要な事項については、別に管理者が定める。

第9章 制裁

(競技委員長の制裁)

第71条 競技委員長は、競走の円滑な実施を確保するため、管理委員の指示に従わない選手に対してその選手がその回の競走に出走することを停止することができる。

(執行委員長の制裁)

第72条 執行委員長は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため、競走執行委員の職務執行を妨害し、又はその指示に従わなかった選手に対し、戒告し、又は当該競走の最後の日までの期間競走に出場することの停止を命ずることができる。

(制裁審議会)

第73条 競走場内及び場外発売場内の秩序を維持し、又は競走の公正を確保するための必要な制裁に関する事項をつかさどるため、北九州市モーターボート競走制裁審議会（次条から第76条までにおいて「審議会」という。）を置く。

第74条 審議会は、競走執行委員全員をもって組織する。

2 審議会に会長を置き、執行委員長をもって充てる。

3 審議会の議事については、別に管理者が定める。

第75条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する選手に対し、戒告し、又は1年以下の期間を限って市が行う競走に出場することの停止を命ずること

ができる。

(1) 第25条、第35条第1項又は第39条の規定に違反したとき。

(2) 第71条又は第72条の規定による処分を受けたとき。

(3) 競走実施機関の定めるモーターボート競走競技規程第3条の規定に違反し、又は同規程第4章の規定に該当したとき。

第76条 審議会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市が行う競走に関与することを禁止し、又は市が行う競走場及び場外発売場への入場を拒否し、若しくは退場を命ずることができる。

(1) 不正の目的をもって、参加申込書の記載事項を偽った者

(2) 不正の目的をもって、競走に選手の全能力を発揮させなかった者

(3) 競走に関し、不正の協定の申込みをし、又はその協定を実行した者

(4) 競走に関し、不正の目的をもって選手に対し、暴行し、脅迫し、又は財物その他の利益を与えることを約束した者

(5) 前号の場合において、財物その他の利益を受け、又は受け取れることを約束した者

(6) 競走の開催又は競走執行委員の職務執行を妨害した者

第10章 異議

(異議の申立て)

第77条 異議の申立ては、当該競走に出場した選手に限りこれを行うことができる。

2 前項の申立ては、代理人をもって行うことができない。

(異議の申立て事項)

第78条 異議は、次の各号の事項に限り申立てることができる。

(1) 競走の妨害に関する事。

(2) 不正な競走に関する申込みをし、又はその協定をしたこと。

第79条 前条各号の異議の申立ては、それぞれ次に定めるところに従い、口頭又は書面をもってこれを申立てなければならない。

(1) 前条第1号に係る異議は、勝者の確定までに審判委員長に対し行うこと。

(2) 前条第2号に係る異議は、行為のあった日から1月以内に、当該競走の開催中は審判委員長に対し、終了後は執行委員長に対し行うこと。

(異議の裁定)

第80条 異議の裁定は、当該競走の開催中は審判委員長が、終了後は執行委員長が行う。

第81条 異議を裁定したときは、直ちにその結果を、異議を申立てた者に通

知する。

第 1 1 章 雑則

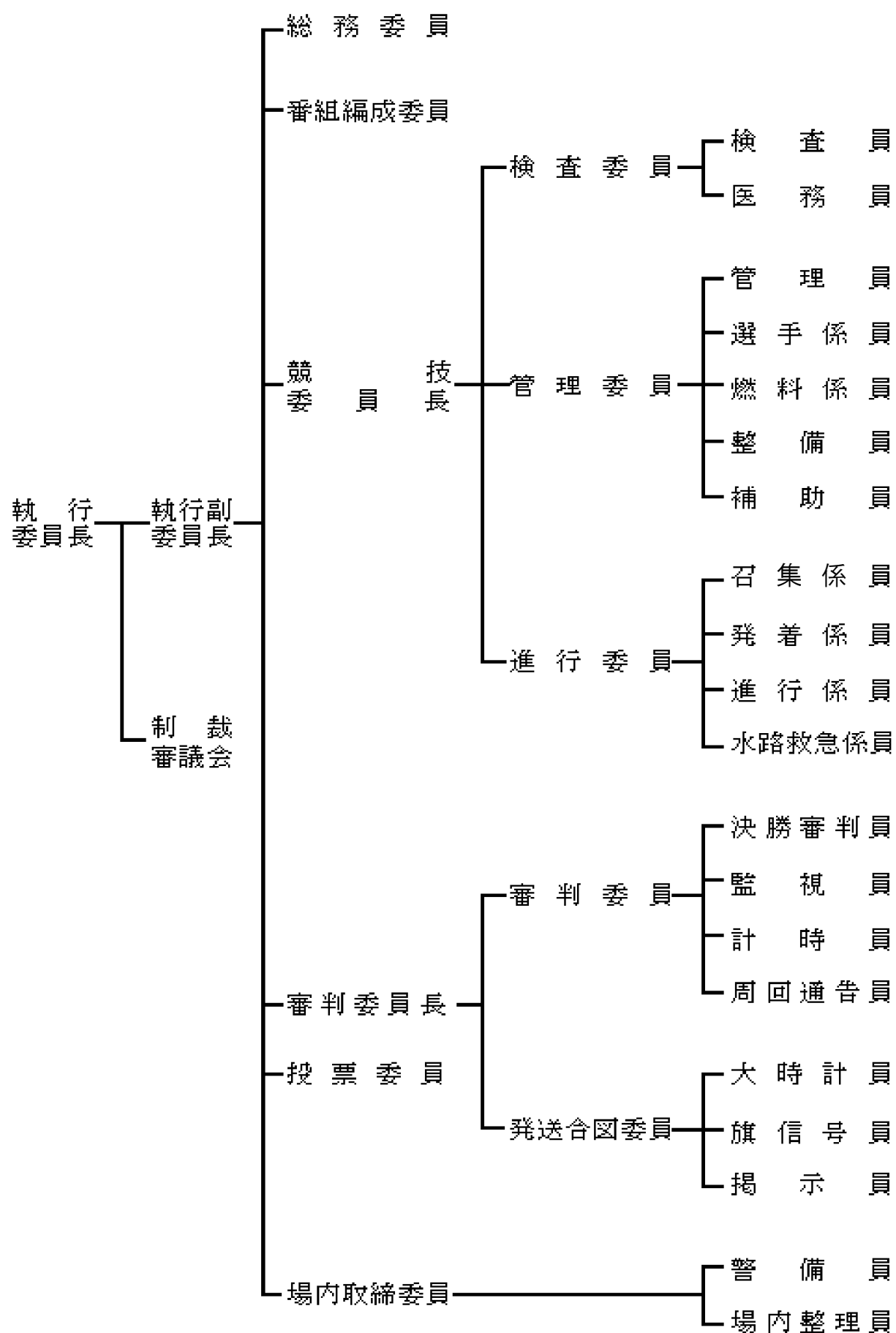
(委任)

第 8 2 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 5 日から施行する。

付表（第6条関係）



北九州市公営競技局管理規程第32号

北九州市モーターボート競走電話投票実施規程を次のように定める。

平成30年4月5日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

北九州市モーターボート競走電話投票実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市（以下「市」という。）が北九州市モーターボート競走実施条例（昭和39年北九州市条例第62号）に基づき実施するモーターボート競走の勝舟投票のうち通信回線を経由した電話機その他の端末機（北九州市モーターボート競走キャッシュレス投票実施規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第33号）第1条に規定するキャッシュレス投票端末機を除く。）による投票（以下「電話投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電話投票の方式)

第2条 電話投票の方式は、次のとおりとする。

- (1) 勝舟投票券（以下「舟券」という。）の購入内容を電話機を使用して直接入力する方式（第7条第1項及び第21条第1項において「プッシュホン方式」という。）
- (2) 舟券の購入内容を公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する端末機を使用して直接入力する方式（第7条第1項、第12条及び第21条第2項において「指定端末方式」という。）
- (3) 舟券の購入内容を市の電子計算機に通信回線を介して接続された電子計算機を使用して直接入力する方式（第7条第2項、第12条及び第21条第3項において「ウェブ方式」という。）

(電話投票事務の委託)

第3条 市は、電話投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。第6条において「法」という。）第32条第1項に規定する競走実施機関又は私人に委託する。

(電話投票契約)

第4条 電話投票をすることができる者は、次の各号のいずれかの方式で市と電話投票に関する契約（以下「電話投票契約」という。）を締結した者（以下「加入者」という。）とする。

- (1) 有担保方式（担保金を設定する電話投票の方式をいう。）
- (2) 無担保方式（次号の方式を除き、担保金を設定しない電話投票の方式をいう。）

(3) 特別無担保方式（管理者が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）を利用して行う担保金を設定しない電話投票の方式をいう。）

（募集）

第5条 電話投票契約を申し込もうとする者（以下この条において「加入申込者」という。）の募集方法、募集人員等は、管理者が別に定める。

2 加入申込者は、管理者が別に定める申込書を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申込書を提出するときは、住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証、官公庁から発行され若しくは発給された書類その他これらに類するもの（加入申込者の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）を添付し、又は提示しなければならない。

（加入者の欠格事項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

(1) 法第11条又は第12条に規定する者

(2) 成年被後見人、被保佐人又は破産者であって復権を得ないもの

(3) 法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 法人その他の団体

(5) その他競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者

（加入者番号等）

第7条 プッシュホン方式及び指定端末方式による電話投票契約を締結したときは、管理者は当該電話投票契約に係る加入者番号（指定端末方式を利用する加入者にあつては、加入者番号及び認証番号（個々の加入者を識別するための符号をいう。第12条及び第21条第2項において同じ。））を、当該加入者は自己の暗証番号（本人であることを証明するための符号をいう。次項、第12条及び第21条において同じ。））を定めて、これらをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 ウェブ方式による電話投票契約を締結したときは、管理者は当該電話投票契約に係る加入者番号及び認証用パスワード（本人であることを証明するための符号をいう。第12条及び第21条第3項において同じ。）を、当該加入者は自己の暗証番号及び投票用パスワード（投票の申込みを確認するための符号をいう。第12条及び第21条第3項において同じ。））を定めて、これらをそれぞれ相手方に通知するものとする。

（指定口座等の開設）

第 8 条 有担保方式の加入者は、管理者が別に定める金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に、管理者が指定する日までに電話投票のための普通預金口座（以下「指定口座」という。）を開設しなければならない。

2 無担保方式の加入者は、取扱金融機関に、管理者が指定する日までに電話投票のための投票用の普通預金口座（以下「電話投票専用口座」という。）及び電話投票専用口座の預金を引き出すための普通預金口座（第 4 項及び第 19 条第 1 項において「出金口座」という。）を開設しなければならない。

3 特別無担保方式の加入者は、指定金融機関に、管理者が指定する日までに電話投票のための普通預金口座（以下「普通口座」という。）を開設しなければならない。

4 取扱金融機関は、指定口座又は電話投票専用口座及び出金口座（以下この項、第 12 条及び第 13 条において「指定口座等」という。）を開設したときは、当該指定口座等を開設した加入者の氏名及び当該指定口座等の番号を管理者に通知するものとする。

（振替依頼）

第 9 条 加入者は、舟券の購入代金を指定口座、電話投票専用口座又は普通口座から市に納付するため、預金口座振替依頼書（次項及び第 13 条において「振替依頼書」という。）を、管理者が指定する日までに当該口座を開設した取扱金融機関又は指定金融機関に提出しなければならない。

2 取扱金融機関及び指定金融機関は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を市に通知するものとする。

（担保の提供）

第 10 条 有担保方式の加入者は、舟券の購入代金の支払を担保するため、管理者が指定する日までに指定口座を開設した取扱金融機関に定期預金として、3 万円、5 万円、10 万円、20 万円、30 万円、50 万円又は 100 万円のうちいずれかの金額を選択し、当該選択に係る金額（第 12 条及び第 18 条において「担保金額」という。）を預け入れ、当該定期預金に係る債権（元本に係る部分に限る。）に市を質権者とする質権を設定し、当該定期預金に係る定期預金証書を管理者に交付しなければならない。

2 前項の規定により交付された定期預金証書は、電話投票契約が解約された場合は、当該加入者に返還するものとする。ただし、管理者が第 26 条第 3 項の規定により質権を実行した場合は、その残額を返還するものとする。

（電話投票の利用開始期日の通知）

第 11 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく電話投票の開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

- (1) 有担保方式の加入者が第8条第1項、第9条第1項及び前条第1項に定める手続を完了し、かつ、取扱金融機関が第8条第4項及び第9条第2項の手続を完了したとき。
- (2) 無担保方式の加入者が第8条第2項及び第9条第1項に定める手続を完了し、かつ、取扱金融機関が第8条第4項及び第9条第2項の手続を完了したとき。
- (3) 特別無担保方式の加入者が第8条第3項及び第9条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定金融機関が第9条第2項の手続を完了したとき。

(加入者台帳)

第12条 管理者は、次に掲げる事項を記載した加入者台帳を作成するものとする。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
 - (2) 住所
 - (3) 自宅及び勤務先等の電話番号
 - (4) 加入者番号
 - (5) 暗証番号
 - (6) 認証番号（指定端末方式の加入者に限る。）
 - (7) 認証用パスワード（ウェブ方式の加入者に限る。）
 - (8) 投票用パスワード（ウェブ方式の加入者に限る。）
 - (9) 利用する取扱金融機関又は指定金融機関及び指定口座等又は普通口座の番号
 - (10) 担保金額（有担保方式の加入者に限る。）
 - (11) 電話投票の利用開始年月日
 - (12) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項
- (解約)

第13条 管理者は、加入者が解約の申請をしたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、電話投票契約を解約することができる。

- (1) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実と異なるとき。
- (2) 管理者が指定した日までに加入者が指定口座等若しくは普通口座の開設、振替依頼書の提出又は有担保方式にあっては担保の提供をしなかったとき。
- (3) 加入者が第10条に規定する定期預金に係る債権（元本に係る部分に限る。）を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしたとき。
- (4) 第26条第3項の規定により、管理者が質権を実行したとき。

- (5) 加入者が指定口座等又は普通口座を解約したとき。
- (6) 加入者が1年間電話投票を行わなかったとき。
- (7) 加入者が第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、管理者が加入者として不適当であると認めたとき。

(加入者からの申請による利用の停止)

第14条 管理者は、加入者から管理者が別に定める書面により電話投票の利用を停止するよう申請があったときは、管理者が別に定める期間中、当該加入者による電話投票の利用を停止することができる。

2 管理者は、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者から管理者が別に定める書面により電話投票の利用の停止を解除するよう申請があったときは、前項の規定による電話投票の利用の停止を解除することができる。

3 第1項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、管理者が別に定める期間中、前項の規定による申請をすることができない。

(家族からの申請による利用の停止)

第15条 舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある加入者の家族等（加入者と同居する成年者である親族（配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族）その他管理者が別に定める者をいう。次項において同じ。）は、管理者が別に定める書面により当該加入者による電話投票の利用を停止するよう申請することができる。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る加入者（以下この項、次項及び第7項において「利用停止候補者」という。）が舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にあると認めるときは、利用停止候補者及び前項の規定による申請を行った加入者の家族等（第4項、第5項及び第7項において「申請家族等」という。）に対し当該利用停止候補者による電話投票の利用を停止する旨及びその期間を通知して、当該利用停止候補者による電話投票の利用を停止することができる。

3 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、電話投票の利用の停止を不服とするときは、前項の規定により通知された期間の初日の前日までに書面をもって管理者に対し意見を申し出ることができる。

4 管理者は、前項の規定による意見に理由があると認めるときは、第2項の規定による利用停止候補者による電話投票の利用の停止を取り消すこととし、利用停止候補者及び申請家族等にその旨を通知する。

- 5 管理者は、第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族等から管理者が別に定める書面により加入者による電話投票の利用の停止を解除するよう申請があった場合において、管理者が別に定める事由に該当するときは、当該加入者による電話投票の利用の停止を解除することができる。
- 6 第2項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、管理者が別に定める期間中、前項に規定する申請をすることができない。
- 7 管理者は、第1項又は第5項の規定による申請があったときは、それぞれの申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を利用停止候補者、同項に規定する電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族等に求めることができる。

(勝舟投票法及び舟券)

第16条 電話投票による勝舟投票法は、単勝式、複勝式、二連勝単式、三連勝単式、普通二連勝複式、拡大二連勝複式及び三連勝複式の7種とし、各勝舟投票法に係る舟券は、それぞれ単勝式舟券、複勝式舟券、二連勝単式舟券、三連勝単式舟券、普通二連勝複式舟券、拡大二連勝複式舟券及び三連勝複式舟券とする。

- 2 前項の舟券には、本符及び原符を設けないものとし、加入者番号、購入日、競走場番号、競走番号、式別、組番、枚数その他の事項を記載する。
- 3 舟券は、100円をもって1枚とする。

(舟券発売の日時)

第17条 電話投票による舟券の発売時間は、当該電話投票に係る競走（以下この条、次条第3項及び第20条において「当該競走」という。）が実施される日（特別無担保方式にあっては、管理者が指定する当該競走が実施される日の前日を含む。以下「発売日」という。）の管理者が別に定める時刻とする。

(購入限度額)

第18条 有担保方式の加入者1人当たりの発売日の第1回目電話投票における舟券の購入限度額は、当該舟券を購入する日の直前の取扱金融機関の営業日（以下この項、次項及び第28条において「直前の営業日」という。）の営業終了時における当該加入者の指定口座の預金残高（決済未確認の証券類を除き、その額が担保金額を超える場合は、担保金額に相当する額とする。）から直前の営業日の営業終了後に購入した舟券の購入金額を差し引いた額と当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額（第4項において「指定口座預金残高」という。）とする。

- 2 無担保方式の加入者 1 人当たりの発売日の第 1 回目電話投票における舟券の購入限度額は、直前の営業日の営業終了時における当該加入者の電話投票専用口座の預金残高から直前の営業日の営業終了後に購入した舟券の購入金額を差し引いた額と当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額から次条第 1 項の規定により無担保方式の加入者が預金の振替を指定した場合におけるその指定した額を差し引いた額（第 4 項において「電話投票専用口座預金残高」という。）とする。
- 3 特別無担保方式の加入者 1 人当たりの発売日の第 1 回目電話投票における舟券の購入限度額は、当該加入者が普通口座から管理者が指定する預金口座（以下「購入限度額確定口座」という。）に振り替えた金額の合計額と当該競走が実施される日の前日に発売される舟券（次項及び第 27 条第 1 項において「前日発売舟券」という。）に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額とする。
- 4 有担保方式の加入者、無担保方式の加入者又は特別無担保方式の加入者の発売日の第 2 回目以降の電話投票における舟券の購入限度額は、有担保方式においては当該加入者の指定口座預金残高から、無担保方式においては当該加入者の電話投票専用口座預金残高から、特別無担保方式においては当該加入者が普通口座から購入限度額確定口座に振り替えた金額の合計額と前日発売舟券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額から発売日における直前の回までに購入した舟券の購入金額を差し引いた額と当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額の合算額（次条第 1 項又は第 2 項の規定により無担保方式の加入者又は特別無担保方式の加入者が預金の振替を指定したときは、当該合算額からその指定した額を差し引いた額）とする。
- 5 発売日における購入可能回数は、管理者が別に定める。
（振替指定及び組戻指定）

第 19 条 無担保方式の加入者は、前条第 2 項及び第 4 項の規定による購入限度額内において任意の金額を 1 日の購入可能回数を限度とする任意の回数によって電話投票専用口座から出金口座へ振替指定することができるものとし、振替指定した預金を組戻指定することはできないものとする。

- 2 特別無担保方式の加入者は、前条第 3 項及び第 4 項の規定による購入限度額内において任意の金額を 1 日の購入可能回数を限度とする任意の回数によって購入限度額確定口座から普通口座へ振替指定することができるものとする。

（舟券の購入方法）

第 20 条 舟券の購入は、第 16 条第 1 項に規定する勝舟投票法のうち任意の

投票法により、当該競走のうちの任意の競走について、舟券を個別に購入する方法によるものとする。

（舟券の発売）

第 2 1 条 管理者は、プッシュホン方式を利用する加入者から舟券の購入の申込みを受け付ける場合は、加入者の加入者番号及び暗証番号を確認の上加入者に購入限度額を通知するとともに、加入者が購入しようとする舟券に係る勝舟投票法の種類、競走番号、ボート番号又は連勝式番号の組及び購入枚数の申出を受けてこれを記録し、加入者の確認を受けた後、当該申込みに契約番号を付し、直ちに加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行うものとする。

2 管理者は、指定端末方式を利用する加入者から舟券の購入の申込みを受け付ける場合は、加入者に加入者番号、認証番号及び暗証番号を市の電子計算機に送信させ、管理者がこれを確認した後に、加入者に加入者が購入しようとする舟券に係る勝舟投票法の種類、競走番号、ボート番号又は連勝式番号の組及び購入枚数又は購入金額を管理者が指定する端末機に入力させ、これらを一括して市の電子計算機に送信させた後、その送信内容を記録し、当該申込みに契約番号を付し、直ちに加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行うものとする。

3 管理者は、ウェブ方式を利用する加入者から舟券の購入の申込みを受け付ける場合は、加入者に加入者番号、認証用パスワード及び暗証番号を市の電子計算機に送信させ、管理者がこれを確認した後に、加入者に加入者が購入しようとする舟券に係る勝舟投票法の種類、競走番号、ボート番号又は連勝式番号の組及び購入金額並びに投票用パスワードを市の電子計算機に送信させた後、その送信内容を記録し、当該申込みに契約番号を付し、直ちに加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行うものとする。

（投票の取消し及び変更）

第 2 2 条 加入者は、舟券が発売された後は、舟券の購入の取消し又は購入した舟券に係る舟券の種類、競走番号、ボート番号若しくは連勝式番号の組及び購入枚数若しくは購入金額の変更をすることができない。

（舟券等の受領）

第 2 3 条 発売した舟券、払戻金及び返還金は、市が加入者に代わって受領するものとする。

（代理人による購入等の禁止）

第 2 4 条 舟券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。

(受付の拒否)

第25条 管理者は、舟券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第26条 舟券の発売金の収納は、指定口座、電話投票専用口座又は購入限度額確定口座から市の預金口座への振替により行う。

2 前項の振替を行う日（以下この項及び第27条第1項において「振替日」という。）は、発売日とする。ただし、振替日が取扱金融機関又は指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない事由により振替日に振り替えることができない場合は、振替日後の直近の取扱金融機関又は指定金融機関の営業日に振り替えるものとする。

3 有担保方式の場合において、第1項の収納が指定口座の預金残高の不足により不能となったときは、管理者は質権を実行し、不足となった金額を当該加入者の定期預金から差し引き、これを発売金として収納する。

(払戻金及び返還金の振込み等)

第27条 第23条の規定により市が加入者に代わって受領した払戻金及び返還金は、有担保方式及び無担保方式にあつては振替日に加入者の指定口座又は電話投票専用口座に、特別無担保方式にあつては振替日に購入限度額確定口座に振り込むものとする。ただし、有担保方式及び無担保方式にあつては振替日が取扱金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により振替日に振り替えることができない場合は振替日後の直近の取扱金融機関の営業日に振り替えるものとし、特別無担保方式にあつては振替日が前日発売舟券の発売日である場合、振替日が指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により振替日に振り替えることができない場合は振替日後の直近の指定金融機関の営業日に振り替えるものとする。

2 管理者は、第19条第1項又は第2項の規定により振替指定を受けた金額を当該振替指定を受けた日に振り替えるものとする。ただし、当該振替指定を受けた日が取扱金融機関又は指定金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により当該振替指定を受けた日に振り替えることができない場合は、当該振替指定を受けた日後の直近の取扱金融機関又は指定金融機関の営業日に振り替えるものとする。

(預金残高の確認)

第28条 管理者は、発売日の直前の営業日に取扱金融機関に照会して、その日の営業終了時における加入者の指定口座又は電話投票専用口座の預金残高

を確認するものとする。

（舟券の閲覧）

第 29 条 加入者は、第 23 条の規定により市が加入者に代わって受領した舟券について、当該舟券に係る発売日から 60 日以内に限り閲覧することができるものとする。

（異議の申立て）

第 30 条 加入者は、当該加入者が行った電話投票に関し、当該電話投票を行った日から 60 日以内に、管理者に対して異議を申し立てることができるものとする。

（投票の記録）

第 31 条 管理者は、加入者が行った電話投票のための投票の内容を記録し、それを当該電話投票のあった日から 60 日間保存するものとする。ただし、異議の申立て等に係る記録は、必要な期間保存するものとする。

（委任）

第 32 条 この規程に定めるもののほか、電話投票の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 5 日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第33号

北九州市モーターボート競走キャッシュレス投票実施規程を次のように定める。

平成30年4月5日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

北九州市モーターボート競走キャッシュレス投票実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市（以下「市」という。）が北九州市モーターボート競走実施条例（昭和39年北九州市条例第62号）に基づき実施するモーターボート競走において、勝舟投票を行おうとする者を識別するカード（次条、第7条及び第13条第1項において「識別カード」という。）及び市の管理する電子計算機と電気通信回線で接続された公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める端末機（次条及び第16条において「キャッシュレス投票端末機」という。）を使用して行う勝舟投票（以下「キャッシュレス投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャッシュレス投票の方式)

第2条 キャッシュレス投票は、識別カード及びキャッシュレス投票端末機を使用して、市の管理する電子計算機に勝舟投票の内容を入力する方式とする。

(キャッシュレス投票事務の委託)

第3条 市は、キャッシュレス投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号。第6条及び第10条において「法」という。）第32条第1項に規定する競走実施機関又は私人に委託する。

(キャッシュレス投票利用契約)

第4条 キャッシュレス投票をすることができる者は、市とキャッシュレス投票に関する契約（次条、第7条第1項及び第3項並びに第9条において「キャッシュレス投票利用契約」という。）を締結した者（以下「利用者」という。）とする。

(利用申込者の受付)

第5条 キャッシュレス投票利用契約を締結しようとする者は、管理者が別に定める方法によって、住所、氏名、生年月日、電話番号その他管理者が別に定める事項を記載した利用申込書を管理者に提出しなければならない。

(利用者の欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用者となることができない。

- (1) 法第11条及び第12条に規定する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの
- (3) 法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 法人その他の団体
- (5) その他競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者

(識別カード)

第7条 管理者は、キャッシュレス投票利用契約を締結したときは、利用者番号を付した識別カードを作成し、これを当該利用者に貸与するものとする。

2 利用者は、識別カードを貸与されたときは、管理者が別に定める方法により当該識別カードの暗証番号を当該識別カードに記録し、及び市の管理する電子計算機に入力するものとする。

3 利用者は、管理者が別に定める方法によりキャッシュレス投票を行うことができるものとし、市とのキャッシュレス投票利用契約が解約されたときは、識別カードを管理者に返却しなければならない。

4 市は、利用者の責めに帰すべき事由によって識別カードの暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については、責めを負わないものとする。

(利用者投票履歴)

第8条 管理者は、次に掲げる事項を記載した利用者投票履歴を作成するものとする。

- (1) 第5条に規定する事項
- (2) 利用者番号
- (3) 暗証番号
- (4) キャッシュレス投票の利用年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(解約)

第9条 管理者は、利用者が解約の申請をしたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者とのキャッシュレス投票利用契約を解約することができる。

- (1) 利用申込書に記載された事項が真実と異なるとき。
- (2) 利用者が第6条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理者が利用者として不適当であると認めたとき。

(勝舟投票法)

第10条 キャッシュレス投票による勝舟投票法は、法第14条に規定するもののうちから管理者が別に定める。

(競走の指定)

第11条 キャッシュレス投票をすることができる競走は、管理者が別に指定する。

(舟券発売の日時)

第12条 キャッシュレス投票による勝舟投票券（以下「舟券」という。）の発売時間は、当該キャッシュレス投票に係る競走が実施される日の管理者が別に定める時刻とする。

(購入予定金額の設定)

第13条 管理者は、利用者から購入予定金額に相当する額の入金があったときは、識別カードにより当該利用者を識別し、市の管理する電子計算機に当該利用者の購入予定金額を入力して、当該利用者の購入予定金額を設定するものとする。

2 管理者は、利用者の購入予定金額の設定を完了したときは、設定した購入予定金額を当該利用者に通知するものとする。

(購入限度額)

第14条 利用者のキャッシュレス投票における舟券の購入限度額（以下この条において「キャッシュレス投票購入限度額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 第1回目のキャッシュレス投票購入限度額は、当該利用者の前条第1項の規定により設定した購入予定金額（次号及び第22条第1項において「購入予定金額」という。）とする。

(2) 第2回目以降のキャッシュレス投票購入限度額は、当該利用者の購入予定金額に当該利用者がその直前の回までに購入した舟券に係る払戻金又は返還金を加えた額から当該舟券の購入金額を差し引いた額とする。

(舟券の購入方法)

第15条 キャッシュレス投票における舟券の購入方法は、管理者が別に定め、あらかじめ利用者に通知するものとする。

(投票の成立)

第16条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機の投票の確認画面において、利用者が自ら確認を行い、かつ、管理者が別に定める条件を満たした投票が市の管理する電子計算機に記録された時に成立するものとする。

（投票の取消し及び変更）

第17条 キャッシュレス投票による投票の成立後は、利用者は、舟券の購入の取消し又は購入した舟券に係る勝舟投票法の種類、競走番号、ボート番号若しくは連勝式番号の組及び購入枚数若しくは購入金額の変更をすることができない。

（舟券等の受領）

第18条 キャッシュレス投票により発売した舟券、払戻金及び返還金は、市が利用者に代わって受領するものとする。

（代理人による購入等の禁止）

第19条 キャッシュレス投票による舟券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。

（受付の拒否）

第20条 管理者は、キャッシュレス投票による舟券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受け付けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

（発売金の収納）

第21条 キャッシュレス投票により発売した舟券の発売金の収納は、キャッシュレス投票を行った日に市の管理する電子計算機に記録された舟券の購入金額を収納することにより行う。

（払戻金及び返還金の交付）

第22条 第18条の規定により市が利用者に代わって受領した払戻金又は返還金は、購入予定金額に払戻金又は返還金を加えた額から舟券の購入金額を差し引いた額（次項において「交付限度額」という。）の範囲内の額で当該利用者が交付を希望する額（次項において「交付希望額」という。）を管理者が別に定める方法により当該利用者に交付するものとする。

2 管理者は、前項の利用者に係る交付希望額が交付限度額に満たない場合は、第13条の規定にかかわらず、当該交付限度額から当該交付希望額を差し引いた額を、同条第1項の規定による当該利用者の購入予定金額として設定し、これを当該利用者に通知するものとする。

(利用者投票履歴の閲覧)

第23条 利用者は、当該利用者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に限り、当該キャッシュレス投票に係る第8条に規定する利用者投票履歴を閲覧することができるものとする。

(異議の申立て)

第24条 利用者は、当該利用者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に、管理者に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票の記録)

第25条 管理者は、利用者が行ったキャッシュレス投票に係る投票の内容を記録し、これを当該キャッシュレス投票の行われた日から60日間保存するものとする。ただし、前条の規定により異議の申立てがなされたキャッシュレス投票に係る記録については、60日間を超えて必要と認める期間保存するものとする。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、キャッシュレス投票の実施に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この規程は、平成30年4月5日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第34号

北九州市モーターボート競走制裁審議会議事規程を次のように定める。

平成30年4月5日

北九州市公営競技局長 上 野 孝 司

北九州市モーターボート競走制裁審議会議事規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市モーターボート競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第31号）第74条第3項の規定に基づき、北九州市モーターボート競走制裁審議会（以下「審議会」という。）の議事について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会長以外の競走執行委員（以下「委員」という。）の4分の1以上の者から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があったときは、会議を招集しなければならない。

(会議の通知)

第3条 会長は、会議の目的、日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知する。

(議長)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(定足数)

第5条 会議は、会長及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(議決)

第6条 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人の出席等)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を求めることができる。

(会議録)

第8条 議長は、会議の概要その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 5 日から施行する。